#### 答申第13号

### 第1 審査会の結論

- 1 草加市長(以下「実施機関」といいます。)が、平成21年11月18日付け草地第〇〇〇〇号公文書非公開決定(以下「本件非公開決定」といいます。)において、別紙1記載の文書①(以下「対象文書①」といいます。)に関し、草加市情報公開条例(以下「本条例」といいます。)第7条第5号に該当することを理由として行った非公開決定は、これを取り消し、請求対象文書を改めて特定の上、再度決定することが妥当であると判断します。
- 2 実施機関が、平成21年11月18日付け草地第〇〇〇〇号公文書一部公開決定において、別紙1記載の文書②及び③(以下「対象文書②」、「対象文書③」といいます。)に関し、本条例第7条第5号オに該当することを理由として公開しないこととした部分は、取り消すことが妥当であると判断します。
- 3 実施機関が、本件非公開決定において、別紙1記載の文書④ないし⑥(以下、それぞれ「対象文書④」、「対象文書⑤」、「対象文書⑥」といいます。)に関し、文書不存在を理由として行った非公開決定は、妥当であると判断します。

## 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年11月4日付けで、実施機関に対し、対象文書 ①ないし⑥の6件の公文書の公開請求を行いました。
- 2 この請求について、実施機関は、異議申立人に対し、平成21年11月1 8日付け本件非公開決定において、対象文書①について非公開、対象文書② 及び③について一部公開、対象文書④、⑤及び⑥について不存在として非公 開の決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、対象文書①について非公開と決定した理由として、本件非公開決定通知書に協議会等との調整会議等議事録については「草加市情報公開条例第7条第5号に該当」、「協議会と市との調整会議等につきましては、事業を円滑に進めるために協議会の方々には忌憚なく意見を述べていただいているところであります。このような中、協議会の方々の率直な意見を公開することは、協議会との信頼が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくな

り、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすこととなります。また、今後のまちづくりに関し、活発な意見を聴取することも不可能となる等のことから非公開とするものです。」と記載しました。

また、対象文書②及び③について一部公開と決定した理由として、本件一部公開決定通知書に、委託設計書の内、数量、金額及び経費根拠に係る記載部分については「草加市情報公開条例第7条第5号オに該当」、「入札予定価格の算定の基礎資料となる事務事業情報であり、公開すると適正な入札執行が不可能となり、『実施機関の財産上の利益を害する』と認められる情報であるため」と記載しました。

さらに、対象文書④、⑤及び⑥について非公開(不存在)と決定した理由として、本件非公開決定通知書に、対象文書④については「Xと随意契約を締結した平成19年度まちづくり基本計画作成業務委託及び平成20、21年度市街地整備事業推進業務委託に関する委託設計書において、請求内容にある一般管理費及び雑費の項目がなく書類として存在しないため」、対象文書⑤については「草加市と新田駅東口地区事業予定区域内に居住する個人との間に、土地区画整理事業に関して締結した協定書(又は協定書に類するもの)は存在しないため」、対象文書⑥については「平成21年度分の助成金については、現在、年度途中であることから、使途と支払先を記載した助成金実績報告書が提出されておらず、書類が存在しないため」と記載しました。

#### 第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、共通意見書及び意見陳述の内容 を総合すると、次のとおりです。

#### 1 区画整理事業と情報公開について

草加市は土地区画整理事業をするとき、関係住民に内容、しくみ、問題点、 工法、平均減歩率、住民の負担、疑問点を住民に説明し、承諾をもらう責任 と義務があり、情報公開の義務があります。事業認可を受けた後に公開され ても意味がありません。草加市は、区画整理を実施するために本音を隠し、 住民を欺いています。このことを証明するためには情報公開が必要です。

また、条例に公開禁止の項目がなく公開するのが正当です。区画整理事業は住民に必要ありません。そのことを証明するためにも情報公開が必要です。その他、諮問番号21-1ないし3に関する共通意見は、別紙2のとおりです。

# 2 対象文書①の本条例第7条第5号該当性について 協議会と草加市の調整会議での発言内容について要約すれば公開できるは

ずであり、住民は協議会の率直な意見を聞きたいと思います。また、個人名は黒塗りしてもよいと言っており、それでも信頼関係が損なわれるということは、協議会は住民に公開できないことを草加市と話しているのか疑問に思います。草加市は協議会が住民の代表であると言っているのに代表が言ったことを知ることができないのはおかしいと思います。

また、議事録を見ることで草加市の本音、意図が分かりますが、議事録に は反対者への対策など都合が悪いことが書かれているため公開しないと考え ます。本条例第7条第5号には該当しません。

3 対象文書②及び③の本条例第7条第5号オ該当性について

数量は妥当か、委託内容の仕事をしたか、随意契約が妥当か、業者に便宜を与えていないか等を確認するため、情報公開が必要です。また、すでに予算書は草加市が公表しており、おおよその金額は解るようになっています。このため、予算等の金額は入札予定価格の算定の基礎となる事務事業情報ではなく、公開しても入札執行は不可能とならず、実施機関の財産上の利益は害されません。このような理由で非公開とすることができるのであれば、都合の悪いことは何でも情報公開しないことができます。

## 4 対象文書④ないし⑥の文書不存在について

(1) 対象文書④に関し、異議申立人は、随意契約において、一般管理費、雑費を一般競争入札より安くしたかしていないかの回答を求めています。一般管理費、雑費の項目があるか否かを聞いているのではなく、入札と随意契約においてどの項目で差をつけたのかを聞いているのです。入札で行う場合と随意契約で行う場合の差を比較した書類はあるはずです。

また、草加市は随意契約の内容、見積金額の計算根拠も公開していないため、過大な金額を積算している可能性が高いと思います。余計な金額で委託していることを証明するために、対象文書④は必要であり、合致する文書はあるはずです。

(2) 対象文書⑤及び⑥の不存在理由については、「解かりました。」

#### 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

1 対象文書①の本条例第7条第5号該当性について 新田駅東口地区の方々で構成される新田駅東口地区まちづくり推進協議 会については、地域の方々との協働のまちづくりを推進する上で、地域との窓口になっていただき、事業を円滑に進める手助けをしていただいております。このような中、新田駅東口地区まちづくり推進協議会と草加市との調整会議では、事業を円滑に進めるために協議会の方々には忌憚なく意見を述べていただいているところですが、会議での率直な意見を公開することは、協議会との信頼が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすこととなります。また、今後のまちづくりに関し、活発な意見を聴取することも不可能となる等のことから対象文書①については本条例第7条第5号に該当すると認め、非公開としたものです。

## 2 対象文書②及び③の本条例第7条第5号オ該当性について

対象文書②及び③については、数量、金額及び経費根拠が入札予定価格の 算定の基礎資料となる事務事業情報であり、公開すると適正な入札執行が不 可能となり、実施機関の財産上の利益を害すると認められる情報であるため、 本条例第7条第5号オに該当すると認め、一部公開としたものです。

なお、口頭説明の内容を総合すると、本件の仕様書と設計書に利用されている数量、金額及び経費根拠は、他の入札にも適用されている基準であり、これらを公開することによって、他の入札に関しても、適正な入札執行が不可能となり、実施機関の財産上の利益を害すると認められる情報であるため、この点からも本条例第7条第5号オに該当すると認められるとの説明がなされました。

## 3 対象文書④ないし⑥の文書不存在について

- (1) 対象文書④については、株式会社X(以下「X」といいます。)と随意 契約を締結した平成19年度まちづくり基本計画作成業務委託及び平成2 0、21年度市街地整備事業推進業務委託に関する委託設計書において、 請求内容にある一般管理費及び雑費の項目がなく、書類として存在しない ため非公開としたものです。
- (2) 対象文書⑤については、草加市と新田駅東口地区事業予定区域内に居住する個人との間に、土地区画整理事業に関して締結した協定書(又は協定書に類するもの)は存在しないため非公開としたものです。
- (3) 対象文書⑥については、平成21年度分の助成金については、現在、年度途中であることから、使途と支払先を記載した助成金実績報告書が提出

されておらず、書類が存在しないため非公開としたものです。

### 4 草加市の説明責任及び市民の知る権利について

異議申立人からは、新田駅東口地区土地区画整理事業の計画内容や平均減 歩率等権利者の負担に関する草加市の説明責任及び市民の知る権利について 主張されております。

草加市では平成19年度に土地区画整理事業の基本計画(案)を作成し、 事業内容について関係権利者に対し説明会やアンケート等を実施してまいりました。現在、商店街の再配置や狭小宅地対策のための「共同化」について 関係権利者を交えて検討をするとともに、現況調査や関係機関との調整を行 うなど基本計画(案)の修正に向けた検討を行っている段階であります。よって、現段階では不確定要素を多く含んでいることから混乱を招かないため にも詳細については公表しておりません。とくに、異議申立書に記載されて いる住民の負担(減歩率や清算金)については、住民が最も知りたい情報で あるため慎重に取り扱う必要があると考えております。

異議申立人が公開を主張する平均減歩率(公共減歩率)の算出に当たっては、公共用地の面積を確定する必要があるため、現況の調査等に併せ、基本計画(案)の修正(事業区域や道路計画、公園の配置計画等の方針決定)を行う必要があります。このため、草加市では今年度作成している現況測量図を基に、関係機関や関係権利者との調整を踏まえ、基本計画(案)を修正する中で平均減歩率を算出し、今後予定している基本計画修正案の説明会において平均減歩率を公表する旨、関係権利者の皆様に説明をしております。

また、清算金につきましては、通常、工事完成後に額が確定します。このため、土地区画整理事業では負担額を明らかにしないまま合意を得て事業を進めることが一般的ですが、事業を円滑に進めるためには、権利者の混乱を招かぬよう工夫しながら権利者の負担の概略について説明していくことも検討しております。

このようなことから、異議申立人の主張する事柄は、今後の事業の進捗 に合わせて関係権利者に説明をしていく内容となっております。

## 第5 審査会の判断

#### 1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開

かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をすることができる。」 と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

## 2 対象文書①の本条例第7条第5号該当性について

### (1) 実施機関が特定した対象文書①

実施機関は、対象文書①を、実施機関が参加していた東口協議会の理事会議事録及び総会議事録と特定した上、対象文書①のすべてを非公開としました。

実施機関は、当審査会における口頭説明において、対象文書を実施機関が参加していた東口協議会の理事会議事録及び総会議事録と特定した理由として、実施機関が東口協議会との協議として理解しているのは、東口協議会に地域整備課が事実上参加をして話し合いに参加した場面のみであり、その他に東口協議会と協議、話し合い、打ち合わせ等を行ったことはないため、東口協議会の理事会及び総会議事録を対象文書として特定した、と述べました。

#### (2) 異議申立人が公開請求した対象文書①

異議申立人は、「平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせ等をした協議書、議事録のすべて」を公開請求の対象としていますが、実際にどのような協議、話し合い、打ち合わせが行われたかについて具体的な情報を有していないことから、上記のような幅の広い文書について公開請求をしたものと思われます。そのため当審査会が、異議申立人に対し、実施機関が特定した対象文書①が平成14年から現在に至るまでのすべての東口協議会の理事会議事録及び理事会の配布資料並びに総会議事録と総会の配布資料であることを説明し、異議申立人が公開請求をしている対象文書と同一であるかを確認したところ、異議申立人は、当審査会における意見陳述において、勉強会・説明会資料、総会・理事会議事録、協議会の配布物は、公開請求の対象文書ではないが、東口協議会

の理事会で、区画整理事業の実質的な内容について協議されていれば、そ の部分は公開請求の対象とする趣旨である、と述べました。

## (3) 対象文書①の特定に関する当審査会の判断

当審査会は、実施機関が特定した対象文書①の一部につきインカメラ審査を行いましたが、実施機関が特定した対象文書①は、平成14年から現在に至るまでのすべての東口協議会の理事会議事録及び理事会の配布資料並びに総会議事録と総会の配布資料であり、膨大な量に及んでおり、異議申立人が公開請求の対象としていない配布物、説明資料、総会・理事会議事録が相当数含まれていました。

そのため、当審査会としては、対象文書①については、実施機関による 文書特定が不十分であったものと判断せざるを得ず、本件非公開決定につ いてはこれを取り消し、請求対象文書を改めて特定の上、再度決定するこ とが妥当であると判断します。

### (4) 本条例第7条第5号該当性について

以上のとおり、対象文書①については、対象文書の特定がなされていないと判断されるため、本条例第7条第5号の該当性を判断しないこととします。

#### 3 対象文書②及び③の本条例第7条第5号オ該当性について

### (1) 対象文書②及び③について

対象文書②は、平成21年6月26日契約の「新田駅東口地区現況測量業務委託」の仕様書、設計書、対象文書③は、平成21年8月6日契約の「蒲生大橋接続道路予備設計業務委託」の仕様書、設計書であり、いずれも平成21年の一般競争入札の執行において契約金額を決定するための基礎資料とした書面です。

#### (2) 本条例第7条第5号オ該当性について

実施機関は、対象文書②及び③に記載された数量、金額及び経費根拠が「公開すると適正な入札執行が不可能となり、実施機関の財産上の利益を害すると認められる情報」であることを理由としてそれらの記載部分を公開しないとする一部公開決定をしたと説明をしています。つまり、公開によって害されるのは「実施機関の財産上の利益」であると主張しています。しかし、本条例第7条第5号オは、「実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業等に係る事業に関し、その企業等の経営上の正当

な利益を害する情報」と規定しており、実施機関そのものではなく、実施機関が経営する企業等の経営上の正当な利益が害される場合に公開しない ことを認める内容です。

そうすると、実施機関の財産上の利益が害される場合は、本条例第7条第5号オの適用がないことになります。そのため、対象文書②及び③に同条同号を適用して、実施機関の主張する理由により非公開決定をすることは、妥当ではないと判断します。

## 4 対象文書④ないし⑥の文書不存在について

### (1) 対象文書④について

当審査会は、対象文書④が存在しているか否かの調査を審査会事務局に依頼し、審査会事務局から「地域整備課内のキャビネット及びXとの随意契約に関するフォルダを確認したが、対象文書④は不存在であった」との回答を得ました。そのため、対象文書④が存在しない場合、実際の随意契約においてどのような積算を行っているかを実施機関に確認したところ、積算に当たっては表計算ソフト・エクセルを使用し、設計額を作成した上、設計額との比較において随意契約の金額を決定しているとのことでした。当審査会としては、その過程において、一般競争入札の金額やそれ以前にXと取り交わした契約を参照して設計額を作成することがあるとしても、その都度、その比較書面をもって記録する必要があるとまではいえないものと判断します。また、それ以外に対象文書④が存在しないとする実施機関の説明に不自然な点はないと判断します。

さらに、異議申立人においても、対象文書④が存在しているということ を強く推認できる主張はなされておらず、他に対象文書④の存在を推認さ せる根拠もありません。

したがって、当審査会としては、対象文書④が不存在であるとしてなされた非公開決定は妥当であると判断します。

#### (2) 対象文書⑤及び⑥について

対象文書⑤及び⑥についてはそれらが存在しないとする実施機関の説明に不自然な点はなく、当審査会においても、対象文書⑤及び⑥が存在すると推認される根拠を見出せませんでした。異議申立人においても、平成22年2月1日付け意見書20ページにおいて、対象文書⑤及び⑥の不存在に関する実施機関の説明について「解かりました。」と述べています。

したがって、当審査会としては、対象文書⑤及び⑥が不存在であるとしてなされた非公開決定は妥当であると判断します。

#### 5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり、実施機関が対象文書①について本条例第7条第5号に該当することを理由として行った非公開決定並びに対象文書②及び③について本条例第7条第5号オに該当することを理由として行った一部公開決定は、いずれも取り消すことが妥当であると判断します。

また、対象文書④ないし⑥に対し、不存在を理由として行った非公開決定は妥当であると判断します。

## 第6 付言

### 1 文書の特定について

対象文書①の非公開決定についての当審査会の判断は前記のとおりですが、 実施機関が、公開請求対象文書の量が大量であることを理由にその内容を精査しないまま、その全部を非公開と決定したことは、遺憾に思います。新田駅東口地区市街地整備事業にかかる異議申立人からの一連の公文書公開請求の内容が、多岐にわたりかつ大量であるという事情があったとしても、そのことは、公開・非公開の決定の判断が概括的になってよいという理由にはならないことは明らかです。

実施機関は、異議申立人に、文書の特定をするため口頭で補正を求めたものの、補正に応じてもらえなかったとも述べていますが、補正に応じない公文書公開請求は却下するなど、本条例にのっとった手続を踏むべきであり、補正をしないまま概括的に決定することは、情報公開制度の運用として望ましくありません。今後は、特定が困難な公文書公開請求に対しては、補正手続を適切に行い、文書を十分に特定した上で決定を行うことを求めます。

#### 2 本条例第7条第5号オの運用について

当審査会としては、上記のとおり、対象文書②及び③には本条例第7条第5号オの適用がないため、本件一部公開決定は妥当でないと判断しますが、 念のため、実施機関の「公開すると適正な入札執行が不可能となり、実施機関の財産上の利益を害する」との主張について付言しておきます。

実施機関は、対象文書②及び③に記載されている数量、金額及び経費根拠は、他の入札においても適用されている基準であり、これらを公開することによって、他の入札においても、適正な入札執行が不可能となり、実施機関の財産上の利益を害すると認められる情報であると主張しています。しかし、入札価格の算定の基礎資料は毎年見直しが行われるのが通常であることから

すると、近い将来同じ基礎資料に基づいて入札が行われることが予定されているといった特段の事情がない限り、入札の適正な執行が不可能になる可能性は著しく低いといわざるを得ません。したがって、随意契約における仕様書、計画書を内容とする対象文書②及び③において非公開とされた数量、金額及び経費根拠が、今後行われるかもしれない入札との関係において適正な入札執行が不可能となる特段の事情があるか否かについては十分な検討が必要であると考えます。

#### 第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

平成22年 1月 4日 草加市長から諮問を受けました。

- 1月 4日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 1月15日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 1月18日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付する とともに、理由説明書に対する意見書の提出を求め ました。また、口頭による意見陳述を希望するか照 会しました。
- 2月 1日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 2月 2日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 2月 4日 審査
- 2月 8日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関 係資料の提出を求めました。
- 2月16日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 2月19日 異議申立人から追加意見書が提出されました。
- 2月23日 審査、インカメラ審査の実施
- 2月26日 諮問実施機関に対して、追加意見書の写しを送付し ました。

諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員 の出席について依頼しました。

異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しま した。

諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出

を求めました。

- 3月 4日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 3月18日 審査、インカメラ審査の実施
- 3月19日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。

異議申立人から関係資料が提出されました。

- 3月23日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 3月30日 審査、異議申立人及び諮問実施機関から口頭説明の 聴取
- 4月 1日 後藤仁委員の辞職により早川和宏委員へ交代
- 4月12日 審査
- 4月22日 審査、事務局調査結果報告(不存在文書の現地調査)
- 4月26日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る関係文書の提出を求めました。
- 5月10日 諮問実施機関から諮問事案に係る関係文書が提出されました。
- 5月13日 審査
- 5月17日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員 の出席について依頼しました。
- 5月27日 審査、諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 6月 9日 諮問実施機関から口頭説明聴取における指摘事項の 回答文書の提出がありました。
- 6月17日 審査
- 6月24日 審査
- 7月15日 審査
- 7月29日 審査

平成22年8月25日

草加市情報公開·個人情報保護審査会会長 右 崎 正 博 委員 大 井 法 子 委員 早 川 和 宏

#### 別紙1

- ①平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせ等をした協議書、議事録のすべて。(但し、個人名、住所、役職は黒塗りをして可です。新田駅の町づくりに関するもののすべてです。)
- ②平成21年度新田駅東口地区現況測量業務委託の仕様書と設計書
- ③平成21年度蒲生大橋接続道路予備設計業務委託の仕様書と設計書
- ④同じくXとの随意契約において、一般管理費、雑費を一般競争入札より安く したか、してないかの回答及びその最初のXとの契約との比較を証明する書 類一式。なければ両方の書類(一般管理費、雑費等を書いてある。)
- ⑤草加市と新田駅東口に住む個人との間に新田駅東口のまちづくりに関する協 定書に類するものが有るかどうか、有ればその書類一式
- ⑥地域整備課の平成21年度の「まちづくりアドバイザー制度助成金」7.5 万円の予算の使途と支払先を証明する書類一式

#### 別紙2

- ・情報公開の判断基準を設定公表していません。
- ・草加市は住民からまちづくりをしてほしいと言うように仕向けています。そ の関係で東口協議会を作らせました。このことは議事録に載っています。
- ・説明会には賛成する一部の住民しか呼ばず、その説明会は、認可の時に草加 市主催の説明会だと主張できるように開催させています。
- ・勉強会は偽善・方便です。
- ・住民提案書は草加市が委託でXに作成させたもので正当なものではありません。
- ・東口協議会の存在意義はなく草加市の傀儡です。
- ・共同化ビル事業の必要性について議論していません。
- ・駅前広場と駅前道路、南北道路の必要性と面積について検討が不十分で必要 ありません。
- ・住民に嘘を言い騙しています。このため情報公開が必要です。
- ・草加市は範囲内の少人数の住民で区画整理事業の賛否を決めています。
- ・最初から買収はせず、区画整理以外あり得ないのに買収もあると言って油断させています。
- ・平均減歩率は平成20年3月には算出され、約20%と決まっているのに決まっていないと説明します。
- ・住民が平均減歩率を取られても換地後、同じ土地の価格になると説明しますがそれは嘘です。
- 新田駅近くを商業地域に変えられるなどと出来ないことを出来るように言います。
- ・草加市は買収をしません。住民の土地を換地という手段で時価の7割弱で取りたいためです。
- ・草加市の言葉と言動には悪意があります。
- ・草加市のみが自分勝手にやり、住民は何もできません。
- ・草加市は回答も説明もしません。
- ・平成21年度後半に修正案の検討をするといいながらしません。このまま最後まで検討しません。
- ・越谷市と事業の進め方が違います。越谷市は説明会後1年以内に公開します。
- ・商店街の活性化・共同化の話をして時間を潰しています。商店街以外の人は 1年以上呼ばれず説明を受けていません。
- ・草加市は区画整理事業で施行するつもりです。
- ・なぜ、区画整理事業の話をしないのか説明してほしいとお願いしましたが、 説明してくれません。

- ・東口協議会へは非協力者だと入会させてくれません。住民がいた形式さえあればよいという考えです。
- ・草加市はアンケートを取りましたが反対の項目がありませんでした。しかし 住民の4割は反対しています。
- ・ 賛成者が少なく不利なので今後はアンケートをとらない可能性が高いと思います。
- ・情報公開しないのは住民が内容を知る前に分からない状態でアンケートを取りたいのだと思います。
- ・ 賛否を判断するのに減歩率清算金は大事なことですが、いくらとるか言わないで施行することはやってはならないことです。
- ・草加市は清算金の負担を換地後に言おうとしていますが、換地後では遅すぎます。
- ・平均減歩率は草加市が一方的に決めます。また、平均減歩率が分かると住民 の負担が分かりますので、草加市は認可を受けてから言うつもりです。
- ・草加市はAブロックで市と面識のある一部の関連住民を事業の範囲から除外 しています。その関係で東側の多くの住民を事業の対象外としています。
- ・業者と馴染みになり、範囲内の地区を知っているから随意契約とすることが できるならばどんな委託業者でも最後まで継続することとなります。
- ・草加市は最初から住民に用地費と工事代の一部を出させるつもりで、出さないならやらないという悪意があります。
- ・反対の人などを無視するつもりです。
- ・異議申立人の土地をどうするか確約しませんし断定して言いません。
- ・勉強会で清算金をどう計算するか算定方法を言いませんから住民は分かりま せんし判断できません。
- ・Cブロックを絶対必要だと言ったのに協議しないで勝手に外しました。
- ・勉強会で配布しただけで説明したことにしようとしています。
- ・住民が反対出来るなら反対しろ、取ってやるという態度です。
- ・草加市は住民から土地を取ろうとしています。
- ・範囲をどんどん狭くされ、ほんの一部の住民が駅前広場と駅前通りの費用を 出さねばなりません。
- 買収でやる気がないから買収に対するアンケートをとりません。
- ・草加市は区画整理の範囲を住民に関係なく勝手に決めています。
- ・住民が聞きたいことは区画整理事業をいかにするか、したいのか、工期や負担や住民がどうなるのかを聞きたいのですが4年も言いませんし回答もしません。
- ・住民の負担の決定に住民はなんら関与できません。

- ・草加市が分からない、決まっていないというから反論も反対もできません。
- ・草加市が県の認可を受ければ、誰も止められません。
- ・草加市は申請者の質問にも回答しません。回答するともしないとも言いません。
- ・事業計画への意見も公示後2週間以内に提出しなければならず、事前に準備が必要であり住民は不利です。
- ・草加市は個々の市民の事情も聞きません。
- ・住民が団結しないように個別に話す計画に切り替えました。
- ・草加市と協議会と業者は一心同体であり、住民から土地を取ることで協力しています。
- ・草加市は事業認可へ向け進めていることを隠しています。
- ・わざと無駄な金をかけ、何年もかけています。
- ・草加市は最初から住民に説明する気がなく住民に公開しません。
- ・住民が説明してほしいと言っても草加市は説明しませんし聞こうともしません。
- ・事業での土地の不足分を指摘しても説明しません。
- 反対されそうな大事なことは言いません。
- 草加市が住民に説明すべきなのにXが説明します。
- ・草加市は商店街の活性化など委託内容でないこともやらせています。
- ・住民は不利益を受けない利益になる情報公開を求めています。
- ・住民は草加市が知識を与えてくれるものと思っています。草加市はそう思わせ、錯誤させています。
- ・情報公開決定の非公開を求める草加市の主張は嘘、偽善です。
- ・情報を公開するとすべてが分かり解決します。
- ・草加市は勝手な自己都合と嘘と悪意から公開しません。
- ・草加市は住民に反対されそうなこと、不利なことは言わない方がよいと思っています。
- 一刻も早く公開しないと住民が賛否を判断する時間がどんどんなくなります。
- ・草加市の利益と市民の知る権利を天秤にかけると市民のために公開すべきです。
- ・草加市が損をすることは認めます。しかし自業自得です。
- ・情報公開しても住民は何も混乱しません。住民が混乱するということが住民 に不利であることの証明です。
- ・区画整理事業に支障があると主張するでしょうが、住民に嘘を言い遂行する こと自体、間違っています。
- ・情報を公開しないとかえって大混乱になり大トラブルが発生します。

- ・草加市は好きな時に都合のよいことを情報公開して良いと思っています。
- ・情報を公開しないと草加市のやり方をなおす方法がなく、対抗する手段がありません。
- ・情報を公開しないのは単なる情報の隠ぺい工作です。
- ・草加市がやっていることの管理、チェック機能を果たすのが情報公開制度です。
- ・公開しないと今後も公開しなくてよくなってしまいます。
- ・草加市は都合の悪いことを住民が混乱するといいます。
- ・請求対象の原本を見て調査すれば、すべてが分かります。
- ・情報公開請求は市民の視点・感覚・経験を反映して尊重されるべきです。
- ・買収は住民の負担が少なくなります。そのことは21年3月提出の業者の比較で草加市が言っていることが本当か分かります。
- ・勉強会の議事録等で住民の言ったことなどが分かります。住民の言ったこと を書かないから後日、証明されないように情報を公開しないのだと思います。
- ・議事録を公開しないのは勝手に書き換え都合の良い議事録を作り認可を受け るためです。
- ・議事録を公開しないのは地域整備課の詭弁がばれるからです。
- ・議事録を公開しないと住民と約束したことが証明されません。 (お願い)
- ・この意見書の項目について、草加市に事実かどうか文書で回答、反論させ、 その回答文をいただきたい。
- ・回答、反論がない項目は事実と認定していただきたい。
- ・申請者の掲示板を見ていただきたい。
- ・草加市が約束するなら住民に確約書を出したらどうだと言ってほしい。
- ・草加市が実施したアンケートを見てほしい。

(次のことを聞いてほしい)

- なぜ説明しないのか
- ・直前に区画整理事業のことを言われても当然怒る。そのとき草加市はどうす るのか
- ・今後、交渉に来る人のことを考えているのか
- ・混乱するというが、誰が、いつ、どんな立場の人がどんな理由で何を公開されると混乱するのか
- 4割以上も反対されているのになぜやめないのか